

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年12月21日京都市条例第33号）
（都市計画局建築指導部建築指導課，同部建築審査課）

建築基準法施行令の一部改正に伴い，京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例ほか2条例について，規定を整備しました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成30年12月21日

京都市長 門川大作

京都市条例第33号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第1条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考13中「にすみ切り」を「に隅切り」に、「当該すみ切り」を「当該隅切り」に改める。

(京都市建築基準条例の一部改正)

第2条 京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第26条中「第112条第14項第1号」を「第112条第13項第1号」に改める。

第32条第1項第3号中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改める。

(京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部改正)

第3条 京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「はさむ」を「挟む」に、「すみ切り」を「隅切り」に改め、同条第8号及び第9号中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改める。

第5条第2号中「はさむ」を「挟む」に、「すみ切り」を「隅切り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課, 同部建築審査課)